# 衛星通信メールサービス契約約款

令和7年10月1日



#### (目次)

### 第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 取扱制限

第4条 用語の定義

# 第2章 利用契約

第5条 契約の単位

第6条 利用申込の承諾等

第7条 本サービスの提供

第8条 利用契約者の氏名等の変更

第9条 最低利用期間

第10条 利用契約者による解除

第11条 当社による解除

第12条 天災、事変等による亡失による解除

### 第3章 利用契約者の義務及び禁止行為

第13条 ユーザーID等の管理

第14条 禁止行為

第15条 ソフトウェアの使用

#### 第4章 利用中止等

第16条 一時停止

第17条 利用中止等

#### 第5章 料金等

第18条 利用料金

第19条 割増金

第20条 延滞利息

# 第6章 付加機能等

第21条 付加機能の提供

#### 第7章 保守等

第22条 設定サポート

第23条 利用契約者の維持・切分責任

# 第8章 免責事項

第24条 当社の免責

# 第9章 雑則

第25条 利用契約者に帰属する電子メール管理

第26条 著作権等

第27条 利用契約者に係る情報の利用

第28条 協議事項

第29条 管轄裁判所

#### 附 則

# 料金表

衛星通信メール利用料 付加機能利用料

別表

#### 第1章 総則

# (約款の適用)

第1条 KDDI 株式会社(以下、「当社」といいます。)は、衛星通信メールサービス契約約款(以下、「本約款」といいます。)の定めるところにより、衛星通信メールサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

# (約款の変更)

第2条 当社は民法の定めに従い、約款を変更することができます。この場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定の Web サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

#### (取扱制限)

第3条 本サービスの取扱に関しては、日本又は外国の法令、提携事業者の定めるところにより制限されることがあります。

# (用語の定義)

第4条 本約款で使用する用語の意味は、次の通りとします。

用語	用語の意味
利用契約者	本約款を承諾の上、当社所定の手続きに従い、本サービスの利用を申 込み、当社がその利用契約申込書を承諾した方
自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置するものに限ります。)以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
提携事業者	当社との間で、本サービスの提供にあたって提携している事業者

#### 第2章 利用契約

### (契約の単位)

第5条 当社は、本サービスを利用する方との間で、1のライセンスごとに1の利用契約を締結します。 2 利用契約を締結できる方は、1の利用契約につき1人に限ります。

# (利用申込の承諾等)

第6条 当社は受け付けた順序に従って、利用申込を承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しない

#### ことがあります。

- (1) 利用申込者が、本サービスに係る料金、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 本サービスの提供が技術的に著しく困難であるとき。
- (3) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

# (本サービスの提供)

第7条 当社は、利用契約者に対して本サービスを利用できる権利を許諾し、本サービスのメールアドレス、アカウント名、パスワード(以下「アカウント等」といいます。)を必要に応じて発行し、本サービスを提供します。 2 前項のメールアドレス、アカウント名、パスワードは、利用申込みがあった際に当社が指定するものとし、それ以外のメールアドレス、アカウント名、パスワードを使用して本サービスを利用することはできません。

#### (利用契約者の氏名等の変更)

第8条 利用契約者は、その氏名(法人にあっては法人名とします。)、住所、クレジットカードに関する事項、支払銀行口座、インマルサット船舶地球局番号の変更、インマルサット船舶地球局設備の譲渡、その他の利用契約者登録内容に変更があった場合並びに利用契約者の地位の継承があった場合には、速やかに所定の手続きにより当社へ届出ていただくものとします。

2 利用契約者が、前項の届出を怠ったことにより、本サービスの提供を受けることができなくなったとしても、 当社はその責任を一切負いません。また、利用契約者が前項の届出を怠ったことにより、当社が利用契約 者宛に行った通知が到達せず、又は遅着した場合、当該通知は、通常到達すべきときに利用契約者に到 達したものとみなします。

# (最低利用期間)

第9条 当社は、本サービスを提供するにあたり、契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した月から起算して、3か月の最低利用期間を規定します。

2 利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、当該最低利用期間の未経過月数に対応する料金に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

#### (利用契約者による解除)

第10条 利用契約者が本サービスの契約を解除しようとする場合は、契約を解除しようとする月の前月の 最終営業日前までに、当社所定のフォーマットで当社に通知することにより利用契約を解除できるものとしま す。この場合、当社は届け出のあった解除日をもって当該契約に係るアカウント等の登録を削除し、当該契 約を解除します。

#### (当社による解除)

第11条 当社は、利用契約者が次の各号に該当する場合、直ちに当該契約に係るアカウント等の登録を 削除し、当該契約を解除することがあります。

(1) 第14条(禁止行為)の規定に該当する行為があったとき。

- (2) 本サービスの利用料金等を当社指定日までにお支払いいただけない場合。
- (3) 本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼす行為、又は及ぼすおそれがある行為をした場合。
- (4) 利用契約者が本約款または当社が別に定める利用規定等に違反した場合。
- (5) 提携事業者がサービスの提供を終了した場合。

#### (天災、事変等による亡失による解除)

第12条 天災、事変、その他利用契約者の責めによらない事由により電気通信設備が亡失したときは、その日限り、利用契約は解除されたものとします。

### 第3章 利用契約者の義務及び禁止行為

#### (ユーザーID等の管理)

第13条 利用契約者は、当社が発行したアカウント等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理不十分又は第三者の不正使用等に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

- 2 当社が利用契約者に発行したアカウント等は、利用契約者のみが利用できるものとし、第三者の使用、譲渡、貸与、相続等はできません。
- 3 利用契約者は、自らのアカウント等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

#### (禁止行為)

第14条 本サービスにおいて、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 他の利用契約者のアカウント等を不正に使用すること。
- (2) 他の利用契約者又は第三者に迷惑、不利益等を与える行為。
- (3) 本サービスの提供に支障をきたす恐れのある行為。
- (4) 本サービス利用上で知り得た、当社又は第三者に不利益をもたらす情報を漏洩する行為。
- (5) 当社及び第三者の著作権及びその他権利を侵害する行為。
- (6) 誹謗、中傷、わいせつ等、公序良俗又は法令に違反する行為。
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を含む電子メールを故意に送受信する行為。
- (8) その他当社が不適当と判断した行為。
- 2 当社は、前項で禁止する文書等を発見した場合は、当該利用契約者に通知することなくその文書等を削除することがあります。
- 3 利用契約者が第1項で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該利用契約者に帰属し、当社では一切の責任を負わないものとします。
- 4 利用契約者が第1項で禁止する行為により故意に当社のサービスを運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、利用契約者は、当社がそれにより被る損害を賠償しなければなりません。
- 5 当社は、第1項で禁止する行為により当社が本サービスの運営上不適切と判断した電子メールを当社が別途定める運用方針に従い削除または変更することがあります。

# (ソフトウェアの使用)

第15条 当社は、利用契約者に対し、利用契約者がこの利用約款に基づき入手するソフトウェア(当社が供給するソフトウェア、本サービスを利用するために使用するソフトウェアを指し、またそれらのソフトウェアに対し利用契約者が行った設定も含む。以下、「本ソフトウェア」という。)について、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 本ソフトウェアを第三者にレンタル、リースまたは譲渡すること。
- (2) 本ソフトウェアを第三者に対し、再使用許諾すること。
- (3) 本ソフトウェアの逆アセンブルまたはリバースエンジニアリング。

### 第4章 利用中止等

#### (一時停止)

第16条 当社は、本サービスに係るシステムの保守工事・点検及び不測の事態により、利用契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの提供を一時停止することがあります。

# (利用中止等)

第17条 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用を制限、又は中止することがあります。

- (1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ない場合。
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生、当社又は提携事業者の電気通信設備の障害、その他の事由により、通信が著しく遅延し、又は遅延する恐れがあると当社が認めた場合。
- (3) 提携事業者のサービス休止等の場合。

#### 第5章 料金等

#### (利用料金)

第18条 利用契約者は本サービスの利用にあたり、利用申込みに基づき当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービスの解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間について、定額利用料(料金表に定める基本利用料、付加機能利用料のうち、定額のもの)の支払を要します。ただし、当社は、利用契約者の責めに帰することができない事由により、次の左欄の場合が生じたときは、利用契約者からの請求により、基本利用料又は付加機能利用料を返還します。

科金を返返 9	る場合
·-	

当社又は提携事業者が設置する電気通信設備の 障害等により、本サービスを全く利用できなくなった 状態(利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む)が生じた場合 に、そのことを当社に通知した時刻(その前に、当社

#### 返還する料金

そのことを当社に通知した時刻(その前に当社がそのことを知ったときは、その知った時刻)から起算し、利用できるようになった時刻までの時間数を720で除して得た数に、当社が料金表に定める料金を乗じて得た額(小数点以下の端数は切

がそのことを知ったときは、その知った時刻)から起 | り捨てます) 算し、24時間以上その状態が続いたとき。

- 2 当社は、利用契約者の承諾なく相当な手段による事前通知により、前項の料金規定を変更することが あります。料金規定を変更した場合、利用料金等は変更後の料金規定によります。
- 3 利用契約者が使用する端末設備等の設置に関する費用並びに本サービスを利用するために要するイ ンマルサット通信料等は、利用契約者の負担とします。
- 4 衛星通信メールサービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、衛星通信メールサービス 契約約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き(https://biz.kddi.com/support/payment/)」、当 社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」または「『KDDIまとめて請求』に 係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

#### (割増金)

第19条 利用契約者は、本サービスに係る料金を不当に免れた場合には、その免れた額のほか、その免 れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増 金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第20条 利用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過しても支払いがな い場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割 合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息とし て、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

# 第6章 付加機能等

# (付加機能の提供)

第21条 当社は、利用契約者からの請求があったときは、次の場合を除いて、料金表に定める付加機能 を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した方が、付加機能に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると き。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行 上支障があるとき。
- 2 当社は、利用契約者の承諾なく相当な手段による事前通知により、料金を変更することがあります。料 金を変更した場合、付加機能料金は変更後の料金規定によります。
- 3 第9条(最低利用期間)、第10条(利用契約者による解除)、第11条(当社による解除)及び第5章(料 金等)の各条文の規定は、付加機能の提供に準用します。

#### 第7章 保守等

# (設定サポート)

第22条 本サービスに係る設定サポートにおける費用は利用契約者が負担するものとし、その金額は、消費税相当額を加算した当社規定の料金によるものとします。

#### (利用契約者の維持・切分責任)

第23条 利用契約者は、利用契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備が、当社又は提携事業者が設置する電気通信設備に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を利用契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により調査を行った結果、故障の原因が利用契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用契約者にその修理費用(人件費・通信費等)を負担していただきます。なお、修理費用は、消費税相当額を加算した当社規定の料金によるものとします。

### 第8章 免責事項

#### (当社の免責)

第24条 当社は、利用契約者が本サービス及び本サービスを通じて他のサービスを利用することにより発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

- 2 利用契約者が本サービス及び本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、他の利用契約者 又は第三者に対して損害を与えた場合、当該利用契約者はその損害を自己の責任と費用により解決する ものとし、当社は一切の損害についていかなる責任も負わないものとします。
- 3 第7条(本サービスの提供)第3項又は不測の事態等の止むを得ない理由により、本サービス提供の遅延又は一時停止並びに情報の滅失又は損壊等が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 利用契約者が本サービスで使用するソフトウェア及びハードウェアに対するサポート責任については、それらの製造会社に責任があり、その保証は当該製造会社による保証の範囲となります。
- 5 当社は、本サービスの内容及び本約款の変更により、利用契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備の改造・変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 6 当社が提供するウィルスチェックサービスは、ウィルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

#### 第9章 雑則

#### (利用契約者に帰属する電子メール管理)

第25条 当社は、利用契約者が受信する電子メールについて、当社が別に定める容量を超えた場合又は 当社が別に定める期間を超過した場合、利用契約者の断りなくこれを削除することがあります。

### (著作権等)

第26条 本サービスに用いられるソフトウェア及びその設定は、当社及び当社がライセンス等を受けている 第三者、他の製造者が著作権並びにその他の権利を有します。

#### (利用契約者に係る情報の利用)

第27条 当社は、利用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付 先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金 の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款(料金表を含みます。)の規定に係る 業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、 当社が公開するプライバシーポリシーの通りとします。

#### (協議事項)

第28条 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める利用規定及び当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と利用契約者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

#### (管轄裁判所)

第29条 本サービスの利用に関して、当社と利用契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、利用契約者及び当社は、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

# 附 則

# (実施期日)

この利用約款は、平成17年7月1日より適用します。

# 附 則

# (実施期日)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

# 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

# 附 則

### (実施期日)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

# 附 則

消費税法改正に伴う税抜価格表示への変更

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

# 附 則

# (実施期日)

この改正約款は、令和2年5月15日から実施します。

# 附 則

消費税法改正に伴う税込価格表示への変更

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

# 附 則

### (実施期日)

この改正約款は、令和6年2月1日から実施します。

# 附 則

紙請求書発行、窓口取扱に関する手数料の追加

# (実施時期)

1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。

# (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附 則

# (実施期日)

この改正約款は、令和7年2月14日から実施します。

# 附 則

# (実施期日)

1 この改正約款は、令和7年10月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 料金表

# 1 衛星通信メール利用料

<b>甘 七</b> 和 田 如	1ライセンスにつき 税込額 12,980円/月
基本利用料	※利用月の翌月20日に請求

# 2 付加機能利用料

アンチウイルスサービス	税込額 7,700円/月			
(備考)				
提携する事業者のサービスによって取扱いできない場合があります。				

# 別 表

GT Maritime (英国)

# 本サービスにおいて当社が提携する事業者

7 7 1	
事業者の名称	